

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成26年1月9日
【会社名】	GMB株式会社
【英訳名】	GMB CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 松岡 信夫
【本店の所在の場所】	奈良県磯城郡川西町大字吐田150番地3
【電話番号】	(0745)44-1911
【事務連絡者氏名】	専務取締役 金本 現一
【最寄りの連絡場所】	奈良県磯城郡川西町大字吐田150番地3
【電話番号】	(0745)44-1911
【事務連絡者氏名】	専務取締役 金本 現一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成25年10月1日開催の取締役会において、中国に子会社を設立することを決議いたしました。同社は、当社の特定子会社に該当いたしますので、平成25年10月1日付で金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、臨時報告書を提出いたしました。

この度、当該臨時報告書の記載事項のうち未確定であった事項について、確定した事項がございますので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

- 1 提出理由
- 2 報告内容

- (1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金（又は出資の額）及び事業の内容
- (3) 当該異動の理由及びその年月日

3【訂正内容】

訂正箇所は、下線を付して表示しております。

1 提出理由

（訂正前）

当社は、平成25年10月1日開催の取締役会において、中国に蘇州吉明美汽配有限公司（仮称）を設立することを決議いたしました。同社は、当社の特定子会社に該当いたしますので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

（訂正後）

当社は、平成25年10月1日開催の取締役会において、中国に吉明美汽配（南通）有限公司を設立することを決議いたしました。同社は、当社の特定子会社に該当いたしますので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

- (1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金（又は出資の額）及び事業の内容

（訂正前）

名称	蘇州吉明美汽配有限公司（仮称）
住所	中国江蘇省南通市
代表者の氏名	未定
資本金（又は出資の額）	5,000千米ドル
事業の内容	自動車部品の製造・販売

（訂正後）

名称	吉明美汽配（南通）有限公司
住所	中国江蘇省南通市
代表者の氏名	吳恒燮
資本金（又は出資の額）	5,000千米ドル
事業の内容	自動車部品の製造・販売

(3) 当該異動の理由及びその年月日

(訂正前)

異動の理由

当社の連結子会社であるGMB KOREA CORP.が蘇州吉明美汽配有限公司(仮称)を設立することに伴い、当該子会社の資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当し、特定子会社に該当することとなりました。

<後略>

(訂正後)

異動の理由

当社の連結子会社であるGMB KOREA CORP.が吉明美汽配(南通)有限公司を設立することに伴い、当該子会社の資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当し、特定子会社に該当することとなりました。

<後略>

以 上